

「個別避難シート」の作成状況について

背景

- ・令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者ごとに個別の避難計画（個別避難シート）を作成することが市町村の努力義務とされた。
- ・法改正時の国通知において、災害事象の避難対象区域などの地理的状況や、要支援者の心身の状況等を踏まえて、優先度が高いところについては、概ね5年程度で作成に取り組むこととされている。

○個別避難シート

災害発生時に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」ごとに作成するもので、避難支援の実施に必要な事項をまとめたもの。

- 記載事項：身体等の状況、避難場所・避難経路、避難支援者の氏名・連絡先 など

○作成状況（令和6年9月末時点）

	件数
作成済	246
作成中	54
合計	300

	堺	中	東	西	南	北	美原	合計
件数	169	4	7	80	10	26	4	300